

§ 3 市 民 生 活

1 市民相談の概要

(1) 一般・行政相談

市民相談は、行政に対する要望などのほか隣近所のトラブルや困りごと相談、各種問い合わせなど、市民生活に関わる多種多様な相談に応じています。

平成24年度の「くらし安心課」の開設を契機に、より一層市民相談窓口の利用促進を図るため、くらしに関する総合的な相談窓口として「くらし安心110番（21-3110・さあひやくとうばん）」を開設しました。

「くらし安心110番」は、市民からの相談等に対して、内容を正確に聴取し確認することで、いわゆる「たらい回し」を避け、市民の相談に対するワンストップ化に努めることとしています。

それぞれの事案に対しては、担当課と調整し、市民への明確な回答に努めるとともに、担当課に対しては、処理結果の報告を求め、検証することで今後の適切な対応に繋げるよう努めています。

また、行政以外の相談については、軽易なものには直接助言をするとともに、専門的な知識を必要とするものについては、「市民特別相談」により、対応しています。

市民相談の令和7年度の相談件数は、2,362件となっており、電話による相談が1,410件、来庁による面談での相談が909件、Eメールでの相談が43件となっています。

また、相談の内容については、一般相談が313件、行政相談が2,049件となっております。

令和7年度「くらし安心110番」受付状況

相談の形態	件数	うち行政相談
来 庁	909件	814件
電 話	1,410件	1,194件
Eメール	43件	41件
文 書	0件	0件
計	2,362件	2,049件

くらし安心110番（一般・行政相談）（令和3年度～令和7年度）

（単位：件）

所 管 部 局 名		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
行 政 相 談	企 画 部	19	9	8	12	14
	総 務 部	12	5	9	5	19
	財 務 部	46	20	26	41	35
	競 輪 事 業 部	0	0	0	0	0
	市 民 部	783	1,029	1,227	1,621	1,425
	保 健 福 祉 部	159	117	141	121	111
	保 健 所	109	47	51	40	33
	子 ど も 未 来 部	14	10	13	19	16
	環 境 部	57	37	65	45	50
	経 済 部	12	16	12	4	6
	観 光 部	0	0	2	2	3
	農 林 水 産 部	14	22	9	13	15
	土 木 部	73	111	75	92	71
	都 市 建 設 部	40	45	68	54	55
	港 湾 空 港 部	0	1	0	0	1
	消 防 本 部	9	11	13	8	5
	教 育 委 員 会	8	7	5	12	5
	企業局（上下水道部）	10	11	8	6	16
	企 業 局（交通部）	3	3	1	4	1
	函 館 病 院	2	2	1	1	2
	そ の 他 部 局	18	13	4	9	37
	他 官 庁	140	145	139	144	129
行 政 相 談 計 （うち他部局と調整・回答）		1,528 (25)	1,661 (27)	1,877 (12)	2,253 (16)	2049 (23)
一 般 相 談		659	631	610	484	313
合 計		2,187	2,292	2,487	2,737	2,362

(2) 市民特別相談

市民特別相談は、市民の日常生活上の諸問題について問題解決の指針となるよう、専門の相談員が相談に応じるもので、相談日については、予約制となっており相談項目によって曜日等が異なっています。

令和8年度 市民特別相談開設状況 (本庁舎)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	毎週 水、金曜日	13:00 ～ 15:00	函 館 弁 護 士 会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 遺言・相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)
登記全般	第2, 3, 4 木曜日	13:00 ～ 15:00	函 館 司法書士会	不動産等の登記・供託の手続き, 相続・贈与の手続き等
くらしの 法律手続	第1火曜日	13:00 ～ 15:00	北 海 道 行政書士会 函 館 支 部	契約書・相続等に関する書類の作成 方法, 官公署等に提出する申請書の作成方法
土地・家屋	1月～6月 第2, 4木曜日 7月～12月 第2木曜日	10:00 ～ 12:00	不 動 産 鑑 定 士	土地・建物等の価格, 賃貸借料・権利金・明渡し等の賃貸借 契約問題
困りごと 心配ごと	第1, 3火曜日	9:30 ～ 11:30	函 館 人 権 擁 護 委 員 協 議 会	夫婦や親子関係のもめごと, 職場や学校でのいじめ, 家庭内暴力, 隣近所のいやがらせ, 不当な差別等

(亀田支所)

相談項目	曜日	相談時間	相談員	主な相談内容
法律	第1, 3火曜日 (4月のみ 第2, 3火曜日)	13:00 ～ 15:00	函 館 弁 護 士 会	金銭の貸借・契約上のトラブル等, 遺言・相続・離婚問題, その他民事問題(交通事故・事業経営 に関する相談を除く)

市民特別相談内容別件数の推移（令和３年度～令和７年度）

（単位：件）

相談区分	相 談 内 容	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
法 律	相続、遺言、贈与	113	129	158	167	166
	貸金取り立て、借金返済	16	22	28	26	35
	慰謝料、損害賠償	16	21	24	16	24
	保証人に関する事	4	3	6	2	7
	土地家屋に関する事	26	47	42	35	48
	交通事故に関する事					
	離婚問題に関する事	58	61	54	72	56
	契約に関する事	28	26	38	30	28
	労働問題に関する事	3		1	2	5
	その他	55	44	52	105	85
	計	319	353	403	455	454
登 記 全 般	土地家屋の名義変更に関する事	17	63	73	87	60
	相続に関する事	20	17	6	7	2
	その他	4	4	3	6	4
	計	41	84	82	100	66
く ら し の 法 律 手 続	行政事務手続に関する事			1		
	その他	1	1	2	3	1
	計	1	1	3	3	1
土 地 ・ 家 屋	家賃、地代金に関する事	3	2	1	1	
	土地家屋の売買に関する事	6	11	10	5	7
	立ち退き、明け渡しに関する事					
	賃貸借契約に関する事		1			
	権利金、敷金に関する事					
	境界に関する事	1				
	その他	3	4		4	7
	計	13	18	11	10	14
困 り ご と 心 配 ご と	学校や職場でのいじめ					
	家庭内暴力やもめごと	2		1		1
	隣近所のいやがらせ	1	2	3	1	2
	離婚に関する事			1	1	1
	子供の親権、教育					
	騒音等生活権の侵害				1	
	その他	7	4	3	5	4
	計	10	6	8	8	8
合 計		384	462	507	576	543

(3) 犯罪被害者の相談

犯罪被害者の相談では、被害にあわれた市民・家族から「どこに相談したらいいのかわからない」、「これからどうしたらいいのかわからない」等の相談や問い合わせに対して、内容を聴取し、担当課や専門の機関等を紹介しています。

2 多重債務相談の概要

バブル崩壊後の長引く景気の低迷や雇用環境の悪化などを背景として、一般消費者が収入を補うために複数の貸金業者から借入を繰り返したり、安易にクレジットカードを利用したりするなどして返済困難に陥る「多重債務」が極めて深刻な社会問題となり、平成15年には全国の自己破産申立件数が約24万件に上りました。

本市でも、市民相談や消費生活センターにおいて、借金（多重債務）に関する相談が急激に増加し、また、借金（多重債務）問題を背景として市税や国民健康保険料等を滞納するケースが多数発生したことから、事態を深刻に受け止め、こうした問題を抱える市民の生活再建を支援するため、平成21年4月、市役所1階に多重債務専門の相談窓口を開設しました。

(1) 本市の多重債務相談の特色

ア 庁内関係部局との連携

庁内関係部局と連携をとることにより、借金（多重債務）問題を抱えた市民を早期に発見し、相談窓口へ誘導するとともに、問題の解決後、迅速かつ有効に相談者の生活再建が図られるよう、総合的な支援体制を構築しています。

イ 法律専門家への同行

借金（多重債務）問題の解決にあたって債務整理を行う場合、弁護士・司法書士といった法律専門家の協力が不可欠となります。本市多重債務相談においては、単に法律専門家を紹介するのではなく、担当相談員が相談者に同行して紹介・引継ぎを行うことにより、相談者の負担を軽減し、円滑な問題解決を図っています。

相談人数および弁護士・司法書士等への引継ぎ人数

区 分	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相 談 人 数	205 人	202 人	284 人	279 人
うち、弁護士・司法書士等への引継ぎ人数	86 人	72 人	138 人	120 人

(2) 多重債務問題の未然防止

「借金」を含めたお金に関する知識は、すべての市民にとって、豊かな人生を送る上で必要不可欠なものであるという考えのもと、社会への旅立ちを目前に控えた高校生や新社会人などを対象とした出前講座を実施しています。

令和7年度出前講座開催実績

実施日	実 施 機 関	対 象	受講者数
R7. 4. 25	地域包括支援センターゆのかわ	東深堀町会関係者	17 人
R7. 7. 16	函館少年鑑別支所	入所者	1 人
R7. 11. 19	函館令和クラブ	市内経営者	26 人
R7. 11. 29	侑愛会すてっぷ	障害のある若年者・求職者	5 人
R7. 12. 15	函館中部高校(定時制)	4 年生	7 人
R8. 1. 6	共同学童保育所ポプラクラブ	小1～6 年生	45 人
R8. 2. 2	函館大谷短大	2 年生	57 人
R8. 3. 9	恵山中	3 年生	8 人
R8. 3. 12	榎法華中	3 年生	2 人
計			168 人

3 消費者行政の概要

(1) 消費生活センター

消費生活の安定と向上を図る拠点として、昭和49年11月から函館市消費生活センターを設置しています。平成24年度からは広域相談体制を開始し、相談・あっせん業務等に関して渡島管内の10市町と連携を行っています。

ア 消費生活センターの概要

(ア) 施設の概要

- a 位 置 函館市美原1丁目26番8号 亀田支所1階
- b 面 積 56.00㎡
- c 休 所 日 日曜日および土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日および12月29日から12月31日
- d 開所時間 午前9時から午後5時30分まで
- e 相談時間 午前9時から午後4時まで

(イ) 業務内容

- a 消費生活に関する相談
- b 消費生活に関する商品テスト
- c 消費生活に関する知識の普及および情報の提供
- d その他消費生活の安定および向上を図るために必要な事業

(ウ) 管理体制

- ・ 昭和53年4月～ 函館消費者協会へ管理委託
- ・ 平成18年4月～ 指定管理者制度導入
(平成18年4月～平成21年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成21年4月～ 指定管理者
(平成21年4月～平成24年3月 函館消費者協会)
- ・ 平成24年4月～ 指定管理者
(平成24年4月～平成29年3月 函館消費者協会※)
※ 平成24年12月から法人格を取得
特定非営利活動法人 函館消費者協会
- ・ 平成29年4月～ 指定管理者
(平成29年4月～令和4年3月
特定非営利活動法人 函館消費者協会)
- ・ 令和4年4月～ 指定管理者
(令和4年4月～令和9年3月
特定非営利活動法人 函館消費者協会)

令和7年度 消費生活センター商品・役務別・内容別相談受付件数

(単位：件)

内容別分類項目 商品・役務別分類項目	受付		内 容 別 相 談 件 数														
	受 付 件 数	う ち 苦 情 件 数	安 全 衛 生 01	品質・機能・役務品質 02	法 規 ・ 基 準 03	価 格 ・ 料 金 04	計 量 ・ 目 的 05	表 示 ・ 広 告 06	販 売 方 法 07	契 約 ・ 解 約 08	接 客 対 応 09	包 装 ・ 容 器 10	施 設 ・ 設 備 11	買 物 相 談 12	生 活 知 識 13	そ の 他 14	計
A 商 品 一 般	210	201	1	8		8		8	139	144	7			1	1		317
B 食 料 品	151	146	5	24		20	1	54	120	115	20					2	361
C 住 居 品	81	79	3	18		4		23	60	58	18	1				1	186
D 光 熱 水 品	40	36		4		15	1	4	14	28	8			1		1	76
E 被 服 品	99	99	1	14		5		40	85	87	10						242
F 保 健 衛 生 品	236	234	2	19		73		141	224	221	11					1	692
G 教 養 娛 楽 品	136	133	4	20	1	12		34	101	106	19			1		1	299
H 車 両 ・ 乗 り 物	51	49		19		3		3	23	38	20						106
I 土 地 ・ 建 物 ・ 設 備	29	26	1	4		12		1	5	21	10						54
J 他 の 商 品	2	2							2	2							4
商品計(A～J)	1,035	1,005	17	130	1	152	2	308	773	820	123	1	0	3	1	6	2,337
K ク リ ー ニ ン グ	1	1								1							1
L レンタル・リース・貸借	96	91	9	23		33	1		11	72	27				1	2	179
M 工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	30	30	1	7		12			10	23	7						60
N 修 理 ・ 補 修	29	29	5	14		10		3	13	16	9						70
O 管 理 ・ 保 管	1	1							1	1							2
P 役 務 一 般	6	6				1			5	6							12
Q 金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス	93	86		4	3	17		4	36	73	20					2	159
R 運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス	141	136	2	14	2	24		3	64	112	34				1		256
S 教 育 サ ー ビ ス	4	4				1				3	1						5
T 教 養 ・ 娛 楽 サ ー ビ ス	81	80	2	9		16		14	60	72	11						184
U 保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス	93	91	3	11	2	5	1	6	25	66	29					2	150
V 他 の 役 務	90	84	1	9		14		17	48	62	18					1	170
W 内 職 ・ 副 業 ・ ね ず み 講	26	26		3		6		12	24	22	3						70
X 他 の 行 政 サ ー ビ ス	4	2		1	1					1						2	5
役務計(K～X)	695	667	23	95	8	139	2	59	297	530	159	0	0	0	2	9	1,323
Z 他 の 相 談	41	1															
総 件 数	1,771	1,673	40	225	9	291	4	367	1,070	1,350	282	1	0	3	3	15	3,660

※内容別相談件数は、1商品に対して2つ以上の相談内容もあるため、商品別相談件数と一致しない。

(2) 消費者意識向上啓発事業

ア 消費者月間および消費者の日記念事業の開催

例年、5月の消費者月間に「消費生活パネル展」を、5月30日の消費者の日に函館消費者協会と共催で街頭啓発キャンペーンを実施し、消費生活に関する正しい知識の普及と消費者意識の向上、啓発を図っています。

イ 消費者情報の提供

石油製品の小売価格調査結果、その他消費生活に関する情報を掲載した「消費生活情報」を毎月発行し、消費生活の改善・啓発に努めています。

ウ 函館消費者協会との協働・連携

特定非営利活動法人函館消費者協会は、消費について正しい知識の普及と消費者の利益擁護に努め、正常な取引の促進と消費生活の安定向上を図ることを目的として組織された団体であり、本市では同協会との協働・連携を図るとともに、その事業活動に対して補助金を交付し、支援しています。

エ 消費者教育の実施

賢い消費者を目指し、消費生活の基礎的な知識を習得するため、身近な問題をテーマとした消費生活講座や出前講座を開催しています。また、若年層の消費者被害を防止するために、教育機関と連携した消費者教育の充実を図っています。

(3) 製品表示等に関する立入検査業務

製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）および家庭用品品質表示法に基づき、製品に適合した表示が付されているか、無表示となっていないか、あるいは特定の製品を販売するにあたって、所定の説明義務などが果たされているか、これらの確認に重点を置いた立入検査を実施しています。

立入検査実施状況

区 分	R5年度	R6年度	R7年度
立入店舗数	34店	37店	34店
検査商品点数	374点	234点	392点

(4) 石油製品小売価格調査

石油製品の価格調査により個々の価格動向を把握し、必要により、価格の抑制等について消費者団体と連携して関係機関に働きかけることとしています。

ア 調査の概要

- (ア) 調査日 毎月12日
- (イ) 調査品目 家庭用灯油（1リットル・ホームタンク配達価格）
プロパンガス（5立米／10立米・基本料金を含む）
軽油（1リットル・店頭価格，セルフを除く）
A重油（1リットル・ローリー配達価格）
レギュラーガソリン（1リットル・店頭価格，セルフを除く）
- (ウ) 調査店 販売店24店
- (エ) 調査方法 電話による聞き取りまたはFAXによる調査

4 市民生活推進

(1) 町会組織

町会や自治会等地域住民が組織する団体（以下「町会等」という。）では、地域住民が相互に連携を保ち、「自らの手で住みよいまちづくり」を目標に防犯，交通安全，防災，青少年の健全育成などの諸問題に対する取り組みを行っています。

(2) 認可地縁団体

町会等における地域的な共同活動を円滑に行うため，地方自治法第260条の2の定めにより，一定要件を満たす町会等は市町村の認可により法人格を取得することができます。本市では令和8年6月末現在，75の町会等が「認可地縁団体」となっています。

(3) 町会活性化推進事業

町会等は，安心安全で住みよい地域を守るため，長年活動してきましたが，ライフスタイルの多様化などに伴い，若い世代の町会離れ，加入率の減少，役員の高齢化，役員のなり手不足が課題となっていることから，函館市町会活性化検討会議にて町会活性化についての議論を重ね，令和3年に「町会活性化に向けた基本的な方向性」を作成し，これに基づき，町会等や函館市町会連合会と協働により，各種事業を行っています。

ア 町会デジタル化未来プロジェクト（令和7年度～）

地域課題に対して，モデル町会とデジタル技術を有する公立はこだて未来大学が連携することで，デジタルを活用した町会活性化の新たなアイデアや取り組みを実施するため，町会活性化アドバイザー，町会連合会，市などがサポートを行っています。

イ 町会活動PR促進事業

特に若い世代に町会等の必要性や役割を周知するために、インスタグラムを活用し、特徴的な活動を実施している町会を紹介した投稿による情報発信を行っています。

年 度	内 容	
R 3	PR動画の作成	YouTube 町会活動PR動画 合計 28 本
	PR紙の発行	タイトル「#住んで良かったこの町」 ・ A 4 判フルカラー両面
	YouTube・Instagram の開設	アカウント名 ・ 公式 YouTube 「函館町会」 ・ 公式 Instagram 「hakodatechoukai」
R 4 ～ 7	YouTube・Instagram の運営	町会活動などについて情報発信するため、公式 Instagram にて記事の投稿
	フリーペーパーへの記 事掲載	町会の活動や公式 Instagram の紹介記 事の掲載
	行政情報放映パネルの 活用	町会活動PR動画の放映

ウ 町会加入窓口の臨時開設

町会加入促進の取り組みとして、町会連合会と連携し、転入や転居の多い4月に市役所1階ホール等において、臨時の加入取次窓口を設置し勧誘を行っています。

年 度	実施日	取次件数
R 5	4 月 2 ～ 7 日	9 件
R 6	4 月 1 ～ 5 日, 7 日	24 件
R 7	4 月 1 ～ 4 日	28 件

(4) 町 会 交 付 金

町会等の運営は、会員の会費を主財源に運営していますが、市は町会活動のより一層の促進と活性化を図るため、交付金を交付しています。

町会交付金の推移

(単位：団体，千円)

年度	団体数	交付金額	備 考
R5	176	89,387	(交付基準) 世帯割 1 世帯 500 円 組織割 1 町会 一律 120,000 円
R6	176	88,815	
R7	176	88,562	

(5) 町会会館建設費等補助金

町会等が、自主的活動に資するため会館を建設（新築，増改築，解体等）する場合に、建設工事費の一部を補助しています。

町会会館建設費等補助金の推移

(単位：団体，千円)

年度	団体数	補助金額	備 考
R5	14	17,116	(補助基準) 工事費の2分の1以内とし、限度額1,000万円。 バリアフリー化等の一定の要件を満たす場合にはさらに100万円が上乗せされます。 ※R5年度から メニューに解体を追加 (町会合併等で不要となった会館の解体に限る)
R6	8	8,402	
R7	10	16,443	

(6) 町会備品設備整備費補助金

町会等が、実施する地域活動に必要な備品設備を整備する場合に、経費の一部を補助しています。

町会備品設備整備費補助金の推移

(単位：団体，千円)

年度	団体数	補助金額	備 考
R5	21	4,925	補助基準) 事業費の2分の1以内とし、限度額50万円 ※R5年度から5年間の時限措置でWi-Fi設備事業を追加 (補助基準) 補助率10分の10とし、限度額30万円
R6	19	5,176	
R7	17	3,891	

(7) 街路灯設置等および電灯料補助金

夜間の交通安全、犯罪の防止などの目的をもって街路灯を設置、または、通行人の安全確保を図るため老朽化等により不要になった街路灯を撤去する団体、個人に対し、設置等工事費および電灯料（公衆街路灯）の補助をしています。

街路灯設置等および電灯料補助金の推移

(単位：灯，千円)

年度	設 置 費 補 助		電 灯 料 補 助		備 考		
	灯 数	補助金額	灯 数	補助金額			
R5	554	18, 531	19, 990	56, 454	(補助基準) ○街路灯設置等 工事額の8. 5/10(安定器8/10, 灯柱の撤去 5/10) と補助限度額のいずれか少ない方の額 ○電灯料 8/10 ※R6 年度から設置費補助に関して限度額の変更		
R6	449	17, 676	19, 966	64, 344			
R7	534	21, 062	19, 990	63, 764	補助メニュー	(新)限度額	(旧)限度額
					灯柱含む	108, 000 円	76, 000 円
					灯具のみ	39, 000 円	34, 000 円
					灯柱のみ	83, 000 円	42, 000 円
					灯具移設	21, 000 円	21, 000 円
					灯柱のみ	30, 000 円	30, 000 円

(8) 地域安全安心促進交付金

町会等の自主防犯活動を促進するために、遠方からの被視認性が高く、心理的犯罪抑制効果のある青色回転灯を、町会等が警察の証明を受け、車両に整備し防犯パトロールを実施する場合に1台につき年額2万円の交付金を交付しています。

地域安全安心促進交付金の推移

(単位：団体、台、千円)

年度	団体数	台数	交付金額	備考
R5	34	53	1,060	(交付基準) 青色回転灯装備車 1台 20,000円
R6	30	44	880	
R7	29	43	860	

(9) 特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金

高齢者の特殊詐欺による被害の未然防止を図ることを目的に、令和5年度から特殊詐欺被害防止対策機器の購入費用の一部を補助しています。

特殊詐欺被害防止対策機器購入費補助金の推移

(単位：人、千円)

年度	申請人数	補助金額	備考
R5	342	2,948	(主な補助基準) ・対象者(1世帯につき1台に限る。)市内に居住し、住民基本台帳に記載されている65歳以上の方 ・対象機種(市内店舗から購入したものに限る。) ① 特殊詐欺対策機能付き固定電話機 ② 固定電話機に接続する通話録音装置および着信拒否装置 ・補助金の額(上限額10,000円) 購入等費用の1/2(100円未満切り捨て)
R6	319	2,767	
R7	297	2,532	

(10) 函館市地区・方面別町会名

函館市地区・方面別町会名一覧

令和8年6月末日現在

地区	方面	数	町会名	地区	方面	数	町会名
西部 地区	1	7	入舟町会、船見町第一町会 第二船見町会、弥生町会 天神町会、弁天町会 大町町会	東 央 地 区	11	7	上湯川町会、上湯川団地町会 旭岡町会、亀尾町会 蛾眉野町会 西旭岡町会 ガーデンヒル自治会
	2	8	末広町会、元町町会 青柳町会、○谷地頭町会 住吉町会、宝来町会 東川町会、豊川町会		12	14	根崎町会、高松町会 高松町親交会、高根西部町会 空港団地町会、志海苔町会 三協町会、銭亀町会 望洋団地自治会、新湊町会 古川町会 豊原町会 石崎町会 鶴野町会
	3	7	大手町会、栄町会、旭町会 東雲町会、大森町会 松風町会、若松町会				
	4	6	千歳町会、新川町会 上新川町会、海岸町内会 大縄町会、松川町会				
中央 地区	5	12	万代町会、北浜町会 港町会、港町北部町会 追分町会、亀田町民会 大川町会、白鳥町会 田家町会、八幡町会 宮前町会 道営大川団地自治会	北 部 地 区	13	4	函館市桔梗町会、桔梗北町会 桔梗西部町会、石川町会
	6	10	中島町会、千代台町会 堀川町会、高盛町会 宇賀浦町会、函館市日乃出町会 の場町会、金堀広野町会 函館少年刑務所宿舍町会 日乃出改良団地自治会		14	4	亀田本町第一町会 亀田本町第四町会、亀田本町第五町会 函館市亀田港町会
	7	13	時任町会、本町会、梁川町会 杉並町会、五稜郭町会 柳町町会、函館市松陰町会 人見町会、人見南町会 乃木町会、柏木町会 川原町親和会、川原町会		15	3	昭和町会、東富岡町会 函館市富岡町一丁目町会
東 央 地 区	8	7	深堀町会、深駒町会 駒場自治町会、湯浜町会 広野北部町会 駒場団地町会 東深堀町会		16	3	函館市赤川町会、美原町会 北美原町会
	9	13	函館市湯川町1丁目町会 湯川町2丁目町会 湯川三丁目町会、榎本町会 戸倉ヶ丘町会、高丘町会 湯川温泉町会、上野町会 香雪団地自治会、高丘団地自治会 見晴町会、鈴蘭丘町会、滝晴町会		17	4	中道一丁目町会、函館市本通町会 南本通町会、 本通中央町会
	10	13	花園町会、函館市日吉ヶ丘町会 はるか台自治会、日吉町第六団地自治会 日吉町会、日吉東部町会 日吉町北栄会、日吉北団地会 日吉四丁目町会 日吉南団地自治会 日吉第八団地自治会 日吉自由ヶ丘自治会、日吉親互会		18	5	神山町会、鍛冶町会 中道第二町会、陣川あさひ町会 陣川みどり町会
					19	6	山の手町会、ひばりが丘町会 函館市東山町会、ニュー東山町会 東山見晴台団地町会 山の手2丁目中央町会
東 央 地 区				東 部 地 区	20	10	小安町会、釜谷町会、汐首町内会 瀬田来町内会、弁才町町内会 泊町町内会、館町町内会、西浜町会 東浜町内会、原木二見町会
					21	8	○日浦町内会、尻岸内町内会、中浜町内会 女那川町内会、日ノ浜町内会 古武井町内会、恵山町内会、御崎町内会
					22	3	楳法華町会 新浜町二町内会、銚子町内会
					23	8	古部町内会、木直町内会、尾札部町内会 川汲町内会、安浦町内会、臼尻町内会 大船町内会、磯谷町内会
				計		175	

※ 太字は認可地縁団体

※ 地区・方面は、函館市町会連合会の区分による。ただし、○印は町会連合会未加入団体

5 人権啓発の推進（地域人権啓発活動活性化事業）

平成12年度より、国が行う人権啓発活動のうち、都道府県に委託される事業（都道府県地域事業）を、北海道からの再委託を受けて、「地域人権啓発活動活性化事業」の実施に取り組んでいます。

この事業を通じて、人権尊重思想の普及高揚を図り、人権問題に対する正しい認識を広めるために、基本的人権の擁護に係る各種啓発活動を行っています。

令和7年度 地域人権啓発活動活性化事業（事業費 499,897 円）

事業区分	事業内容
1 人権パネルシアター	園児を対象として、わかりやすく命の大切さや思いやりの心を身につけてもらうことを目的に、布を貼ったボードに絵人形等を貼ったり、はずしたり、動かしたりして演じるパネルシアターを、認定こども園、幼稚園、保育園で実施した。 実施日(参加者数)：R7.6.27(70人)、R7.8.20(57人)、 R7.9.30(40人)、R7.10.3(24人)、R7.10.22(17人)
2 市電中吊り広告および「広告電車」の運行	市電を活用して中吊り広告を行うことで、人権啓発事業（特設人権相談所の開設、人権週間）の周知を図った。 運行期間：R7.5.8～R7.6.6（30日間 10両） R7.11.15～R7.12.10（26日間 10両） 市電1両内の広告枠（中吊り・窓吊り・額面）を活用し、小学生・中学生人権ポスターコンテスト入賞作品や人権に関するポスター等を掲示して運行した。 実施日：R7.12.8～R8.1.6（30日間）
3 函館バス額面広告	函館バスを活用して額面広告を行うことで、人権啓発事業（特設人権相談所の開設、人権週間）の周知を図った。 運行期間：R7.5.8～R7.6.6（30日間 30台） R7.11.15～R7.12.10（26日間 30台）
4 障害者スポーツ（車椅子バスケットボール）体験教室	市内の中学生に障害者スポーツ（車椅子バスケットボール）を体験してもらうことで、障がい者への理解を深め、人権意識の向上を図った。 実施日(参加者数)：R7.9.21(24人)
5 フリーペーパー「青いぼすと」広告掲載	全国一斉「こどもの人権相談」強化週間、「みんなの人権110番」の広告を掲載し、広く周知を図った。 （函館市等の一般家庭107,000世帯） 掲載日：R7.8.8、R7.11.14 発行号
6 チラシの配布	人権相談窓口の案内に係るチラシを作成し、市役所1階市民ホール情報発信コーナー「はこだてiスペース」や「函館市中央図書館」へ常設し、周知を図った。 また、男女共同参画パネル展、性の多様性理解促進映画上映会&講演会、小学生・中学生人権ポスターコンテスト作品展および中学生人権作文コンテスト作品展の開催時にチラシを設置したほか、はこだて男女共同参画フォーラム2025講演会や函館コレクション2025においてもチラシを配布した。

